

**必読**

# 暮らしの法律ナビ

No.52

後見人の  
死後事務問題

被後見人である高齢者が死亡した場合、後見人の任務は終了し相続人への財産引継ぎと家庭裁判所への任務終了の報告を行う。相続人への財産引渡

に委ねるべきであるが、医療費、施設費、公共料金等は速やかに支払いが求められるものである。後見人が精算を済ませる事がある。

までの間に後見人は被後見人と生前に関わった経緯から死後事務について被後見人の財産から支払いを求められる事がある。

死後事務は迅速な対応が必要であるから相続人の承諾が無くとも対応できるように後見人の権限を明確にする法律が国会で検討されている。

① 葬儀↓親族に依頼するのが一般的である。親族が葬儀をする際に被後見人の財産から支払うように請求してきた場合は、相続人全員の合意があれば葬儀費用の支払いは可能である。② 被後見人の生前の未払い債務の精算↓原則的に相続人の判断

遺言・相続 成年後見  
債務整理・破産 離婚 他

## 三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

土日相談可 ☎079-561-2050  
tajima\_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>